

令和 6 年 12 月 13 日

東京都後期高齢者医療広域連合
広域連合長 吉住 健一 様

東京都後期高齢者医療広域連合運営会議
会 長 鳥 羽 研 二

東京都後期高齢者医療広域連合第 2 期広域計画の
一部見直し及び更新について（提言）

令和 6 年 9 月 3 日における東京都後期高齢者医療広域連合第 2 期広域計画の
一部見直し及び更新についての貴職からの審議依頼に対し、本運営会議におい
て、審議を行った結果、別添（案）のとおり結論を得たので、提言します。

【提言】

東京都後期高齢者医療広域連合第2期広域計画の一部見直し及び更新

1 提言に当たって

我が国は、本格的な少子高齢化、人口減少時代を迎えており、後期高齢者医療保険の被保険者数は、当面増加する見込みである。さらに、先進医療や平均寿命の延伸等により、一人当たりの医療給付費も増加傾向にある。

このような状況において、後期高齢者医療制度を将来にわたり持続可能なものとするために、安定的かつ着実な運営をしていくことがより一層求められている。

そのためには、制度の運営に関して、適切に計画を策定し、その計画に従って様々な取組を実施するとともに、状況の変化に応じ、計画の見直しを図っていくことが重要である。

2 第2期広域計画の一部見直し及び更新等について

今回の一部見直し及び更新の要点を踏まえ、一部見直し及び更新後の広域計画の実施に当たっては、次の点に留意するよう要望する。

(1) マイナンバーカードと被保険者証（健康保険証）の一体化に関しては、被保険者や医療の現場において混乱を招かないよう、制度のスムーズな移行とわかりやすい説明に努め、市区町村等と連携を図りながら、広域連合としての役割を着実に果たしていくこと。

(2) 広域計画及びデータヘルス計画に基づく被保険者の健康の保持・増進及び医療費の適正化に関する取組についても着実に実施すること。

また、医療費の適正化に関しては、医療給付費等の不正請求の問題がクローズアップされてきており、こうした問題への対応を意識した事業実施に努めること。

なお、次期の広域計画の策定に当たっては、同計画が広域連合の運営に係る基本的な計画であるということに鑑み、計画の期間その他計画に定めるべき内容について検討を深め、更なる充実を図るよう要望する。